

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は精神又は身体に障がいをもつ子どもの健やかな成長のために、その児童を養育している父母等に支給される手当です。

◆支給要件

20 歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童(以下「対象児童」といいます。)を家庭で監護、養育していること。ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は受給できません。

- (1)受給資格者や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。
- (2)対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき(ただし、通所している場合は除く)。
- (3)対象児童が、障がいを事由とする年金を受けることができるとき。

◆認定基準

認定には、1級認定、2級認定があり、以下がおおよその基準となります。

1級	療育手帳 A・身体障害者手帳 1、2 級
2級	療育手帳 B・身体障害者手帳 3 級又は 4 級の一部

※手帳がなくても特別児童扶養手当の支給対象になる場合があります。また、療育手帳や身体障害者手帳が上記の級に当てはまっても、診断書の内容で支給されない場合があります。

※手当の審査・認定・支給は、北海道が行います。

◆支給額

障害等級	手当月額
1 級	53, 700円
2 級	35, 760円

◆所得制限

・受給資格者、配偶者及び同居扶養義務者の所得のいずれかが、所得限度額を超える場合は、支給されません。

◆支給予定日

支払日	4 月 11 日	8 月 11 日	11 月 11 日
支払月分	12～3 月分	4～7 月分	8～11 月分

※支払日が土曜日、日曜日及び祝日等、金融機関の休業日に当たるときは、その直前の平日に支払われます。

◆手続き方法

- ・子育て支援課で申請することができます。

◆必要なもの

- ・戸籍謄本(受給資格者と対象児童が記載されているもの)
- ・特別児童扶養手当認定診断書
 - ※身体障害者手帳(1 級から 3 級及び 4 級の一部)や療育手帳(A判定)をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合があります。
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・振込先金融機関の通帳(受給資格者(請求者)名義のもの)
- ・マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)

◎その他の書類が必要になる場合があります。

◆問い合わせ

清水町役場 子育て支援課 児童保育係
電話:0156-69-2226(直通)